

# 四半期報告書

(第57期第1四半期)

焼津水産化学工業株式会社

---

# 四半期報告書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項  
【提出先】 東海財務局長  
【提出日】 平成27年8月12日  
【四半期会計期間】 第57期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)  
【会社名】 烧津水産化学工業株式会社  
【英訳名】 YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO., LTD.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 和広  
【本店の所在の場所】 静岡県焼津市小川新町5丁目8番13号  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)  
【電話番号】 該当事項はありません。  
【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。  
【最寄りの連絡場所】 静岡県静岡市駿河区南町11番1号  
静銀・中京銀静岡駅南ビル6階  
【電話番号】 054(202)6044  
【事務連絡者氏名】 執行役員 経営統括本部 経理部長 内山 敏彦  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第1四半期 連結累計期間	第57期 第1四半期 連結累計期間	第56期
会計期間	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高（千円）	4,904,205	4,872,480	19,386,231
経常利益（千円）	311,775	208,440	1,056,564
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益（千円）	182,322	136,689	680,741
四半期包括利益又は包括利益（千円）	149,820	235,924	1,154,982
純資産額（千円）	18,807,929	19,258,429	19,196,212
総資産額（千円）	23,600,638	23,825,200	24,955,871
1株当たり四半期(当期)純利益金額（円）	14.14	11.02	53.59
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期) 純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	79.7	80.8	76.9

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
4. 当第1四半期より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）等を適用しており、「四半期（当期）純利益」を「親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益」としております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）のわが国経済を取り巻く環境は、円安による輸出採算の好転や株高などによる雇用・所得環境の改善傾向がみられ、全般的には穏やかな景気回復基調となっておりますが、半面、輸入原材料価格の上昇を背景とした物価上昇や節約志向の持続により、実態経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

食品業界におきましても、原材料価格、電気料金の上昇などによる物価高、少子高齢化の進行等、依然として厳しい収益環境が続いております。

このような中、当社グループでは、中期経営計画「Change & Challenge」の最終年度にあたり、自らが“変化”し、新しいことに“挑戦”していく企業風土を醸成しながら、更なる企業価値向上と持続的な成長の実現に向けた取り組みを進めております。

具体的には、YSK再興戦略として、i. 事業構造改革の実施、ii. 収益重視の営業推進、iii. 新規事業領域（「BtoC」市場）の進展、iv. Only One、差別化商品開発・上市の継続、v. 海外第2拠点の確立、vi. 攻めのガバナンスとROEの向上を掲げ、収益性向上のため、既存事業を強化すると共に、前事業年度中に立ち上げた通信販売事業における化粧品「NAG+」シリーズの販売推進や、農業分野への進出など新規事業領域の拡大に注力してきました。また、製造面では、BCP対策の一環として昨年8月28日に竣工した掛川工場の安定稼働など、生産性及び品質の向上に向けた取り組みも着実に進んでおります。

連結売上高につきましては、調味料が液体、粉体共に増収となったものの、機能食品における機能性素材、医療栄養食及び機能食品がいずれも減少、水産物もOEMの受託加工が低調に推移したことなどから、48億72百万円（前年同四半期比31百万円、0.6%減）となりました。利益面につきましては、原材料、動力費等の上昇により連結営業利益は1億76百万円（同1億4百万円、37.3%減）となりました。連結経常利益は前期の為替差損が差益に転じたものの、受取配当金の減少などから2億8百万円（同1億3百万円、33.1%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1億36百万円（同45百万円、25.0%減）となりました。

セグメント別の業績は以下の通りです。

#### (調味料)

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売及び各種わさび類他香辛料の製造販売です。売上高は、液体の前期比55百万円増と粉体の前期比49百万円増、香辛料の前期比13百万円の減収により、21億86百万円（前年同期比90百万円、4.3%増）でした。セグメント利益（営業利益）は、前期にスタートした掛川工場の減価償却費の負担に加え、原材料高と動力費の値上がりが引き続き原価増の要因となったことなどから、1億92百万円（同1億4百万円、35.2%減）となりました。

#### (機能食品)

機能食品は、機能性食品素材及び機能食品の製造販売及び医療栄養食のOEM製造販売ですが、機能性食品素材の苦戦が続き、医療栄養食のOEM生産も減少した他、UMIウェルネス㈱の通販商品を主体とした機能食品も低調に推移したことなどにより、売上高は13億54百万円（同95百万円、6.6%減）、セグメント利益（営業利益）は、売上減と原材料・動力費の値上げに起因する変動費増加により、1億26百万円（同8百万円、6.0%減）となりました。

#### (水産物)

水産物は、主に冷凍鮪・冷凍鰐の原料販売並びに加工製品の製造販売です。韓国輸出が復調傾向にあるものの、鮪のOEM受託加工が低調に推移し、売上高は10億26百万円（同23百万円、2.2%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は、売上減と一部製品の薄利販売の影響で1百万円（同13百万円、88.3%減）となりました。

(その他)

その他は、その他商品の販売ですが、売上高は3億5百万円（同3百万円、1.1%減）、セグメント利益（営業利益）は17百万円（同0百万円、3.1%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産の総額は、前連結会計年度末に比べ11億30百万円減少し、238億25百万円となりました。

流動資産は、原材料及び貯蔵品が1億77百万円、受取手形及び売掛金が1億70百万円増加した一方、現金及び預金が12億11百万円、その他流動資産が2億1百万円減少したことなどにより11億15百万円減少し、116億48百万円となりました。

固定資産は、株価の上昇による投資有価証券の評価が1億42百万円増加した一方、期中の減価償却が設備投資を上回り有形固定資産が1億94百万円減少したことなどにより、15百万円減少し、121億77百万円となりました。

流動負債は、短期借入金が10億円、未払法人税等が2億49百万円減少したことなどにより12億33百万円減少し、28億30百万円となりました。

固定負債は、繰延税金負債が45百万円増加したことなどにより40百万円増加し、17億36百万円となりました。

純資産は、その他有価証券評価差額金が95百万円増加したことなどにより62百万円増加し、192億58百万円となりました。

この結果、自己資本比率は80.8%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(対処すべき課題)

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配するもの在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

① 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為（下記③ロaに定義されます。以下同じとします。）について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様に判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上又は株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

イ. 3ヵ年中期経営計画「Change & Challenge」

当社グループは、平成25年度から平成27年度までの3ヵ年中期経営計画「Change & Challenge」を策定し、新たな価値を創造し続けるグローバルな企業を目指し、本3ヵ年中期経営計画に基づき、「成長への再挑戦」と位置付けて、4つの柱 ((i)既存事業の深化、(ii)新商品（サービス）開発、(iii)新規顧客開拓、及び(iv)新事業領域開拓) に経営資源（ヒト・物・金）を集中投入し、成長戦略を描いていくことを基本方針とし、これらに基づく4つの重点施策を着実に進展させることで、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

(a) 既存コア事業の深耕、BCP対応

事業構造改革により筋肉質になった収益構造を維持すると共に、当社の主力とする調味料事業及び機能食品事業を更に深耕します。また、事業継続計画（BCP）の観点から静岡県の内陸部に新工場（掛川工場）を建設し、平成26年8月に竣工いたしました。引き続き、生産効率向上と事業継続計画（BCP）を着実に進めてまいります。

(b) グローバル展開と新たな海外拠点（東南アジア）の設置

当社は、成長著しい中国への足掛かりとして平成16年に100%出資子会社「大連味思開生物技術有限公司」を設立し、海外展開を進めてきました。グローバル展開の第2弾として、今後成長が見込まれる東南アジアのマーケットを視野に入れ、ASEAN地域に海外拠点の設立を目指します。

(c) 新事業への挑戦

新たな成長エンジンの確立のため、当社グループの得意とする「おいしさと健康」のカテゴリーに加え、その周辺領域である農業分野、環境分野、化粧品分野等への事業拡大に挑戦します。

(d) グループ経営基盤の強化

グループ経営基盤の強化を目指し、子会社の事業構造改革を進めるとともに、本体・子会社とも経営指標を活かした管理を行い、全体最適の観点から収益力の向上と相乗効果の創出を図ります。

ロ. コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役10名、うち、監査等委員である取締役3名で構成され、同会には子会社を含む重要事項が付議され、審議・決裁するとともに、中期・年次計画に基づく業績の状況について適時報告し論議・検討しています。また、取締役会を補完する機能として、執行役員制度を導入し、業務執行に係る責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレート・ガバナンスの強化を図っています。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名、うち、社外取締役2名で構成され、監査等委員である取締役は取締役会等に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人ならびに監査等委員以外の取締役からの報告を受けるなど監査等委員以外の取締役の業務執行について、厳正な適法性及び妥当性監査を行っています。また、当社は、社外取締役3名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。

こうした経営体制のもとで、会社法及び金融商品取引法に準拠した内部統制システムの構築、リスクマネジメント・コンプライアンス関連の各種委員会を設置・運営することで具体的な施策を推進しています。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、平成27年5月8日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、平成27年6月26日開催の当社56期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの概要は、以下のとおりです。

#### イ. 本プランの目的について

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記ロeに定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。

以上の理由により、当社取締役会は、株主総会において本プランによる買収防衛策の継続をお諮りすることを決定し、平成27年6月26日開催の第56期定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただきました。

ロ. 本プランの内容について

a. 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)乃至(c)のいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。)又はその可能性のある行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- (a) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (c) 上記(a)又は(b)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数の場合を含みます。以下本(c)において同じとします。)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

b. 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。)を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

c. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

d. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

e. 特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役並びに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)を設置します。

f. 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

#### g. 対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあり得るものとします。

#### h. 本プランの有効期間並びに継続について

本プランの有効期間は、当社第56期定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から当該定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は(ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、隨時これを廃止させることができます。

#### ④ 上記③の取組みについての取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、本プランは、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは(i)株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、(ii)本プランの存続が株主の皆様の意思に係らしめられていること、及び(iii)経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、34百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,056,198	13,056,198	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	13,056,198	13,056,198	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	—	13,056,198	—	3,617,642	—	3,414,133

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 656,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,383,000	123,830	1単元の株式数 100株
単元未満株式	普通株式 17,098	—	—
発行済株式総数	13,056,198	—	—
総株主の議決権	—	123,830	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数1個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
焼津水産化学工業 株式会社	静岡県焼津市小 川新町5丁目8 番13号	656,100	—	656,100	5.0
計	—	656,100	—	656,100	5.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、芙蓉監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

### (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,882,275	3,670,669
受取手形及び売掛金	4,266,043	4,436,734
商品及び製品	1,350,511	1,342,961
仕掛品	143,227	96,930
原材料及び貯蔵品	1,781,525	1,959,361
繰延税金資産	79,957	79,991
その他	267,180	65,181
貸倒引当金	△7,153	△3,645
流動資産合計	12,763,568	11,648,184
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,214,566	3,147,297
機械装置及び運搬具（純額）	2,376,593	2,249,414
土地	3,000,335	3,000,335
リース資産（純額）	33,880	29,345
建設仮勘定	—	4,464
その他（純額）	55,208	55,218
有形固定資産合計	8,680,584	8,486,075
無形固定資産	72,054	61,930
投資その他の資産		
投資有価証券	3,216,012	3,358,337
退職給付に係る資産	53,532	101,905
繰延税金資産	3,752	3,973
その他	173,936	171,914
貸倒引当金	△7,571	△7,121
投資その他の資産合計	3,439,662	3,629,009
固定資産合計	12,192,302	12,177,016
資産合計	24,955,871	23,825,200

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	1,908,056	1,731,909
短期借入金	1,000,000	—
1年内返済予定の長期借入金	200,000	200,000
リース債務	19,201	16,232
未払法人税等	323,583	73,626
未払消費税等	23,144	67,756
賞与引当金	115,231	194,957
役員賞与引当金	—	4,500
その他	474,770	541,754
<b>流動負債合計</b>	<b>4,063,988</b>	<b>2,830,736</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1,100,000	1,100,000
リース債務	17,350	15,078
繰延税金負債	553,142	598,642
退職給付に係る負債	11,742	12,303
長期未払金	13,434	10,010
<b>固定負債合計</b>	<b>1,695,670</b>	<b>1,736,034</b>
<b>負債合計</b>	<b>5,759,658</b>	<b>4,566,771</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>3,617,642</b>	<b>3,617,642</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>3,414,133</b>	<b>3,414,133</b>
<b>利益剰余金</b>	<b>11,489,360</b>	<b>11,452,449</b>
<b>自己株式</b>	<b>△623,001</b>	<b>△623,001</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>17,898,135</b>	<b>17,861,224</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>1,153,426</b>	<b>1,249,394</b>
<b>為替換算調整勘定</b>	<b>143,798</b>	<b>147,065</b>
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>1,297,224</b>	<b>1,396,459</b>
<b>新株予約権</b>	<b>853</b>	<b>745</b>
<b>純資産合計</b>	<b>19,196,212</b>	<b>19,258,429</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>24,955,871</b>	<b>23,825,200</b>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	4,904,205	4,872,480
売上原価	3,834,366	3,905,824
売上総利益	1,069,839	966,655
販売費及び一般管理費	788,138	789,937
営業利益	281,701	176,718
営業外収益		
受取利息	2,498	330
受取配当金	31,710	25,541
受取貸料	658	756
為替差益	—	270
貸倒引当金戻入額	—	3,987
その他	11,354	8,062
営業外収益合計	46,222	38,948
営業外費用		
支払利息	325	120
為替差損	6,211	—
たな卸資産廃棄損	2,885	6,768
その他	6,724	337
営業外費用合計	16,147	7,226
経常利益	311,775	208,440
特別損失		
固定資産除却損	120	0
損害賠償損失引当金繰入額	21,000	—
会員権売却損	390	—
特別損失合計	21,511	0
税金等調整前四半期純利益	290,263	208,440
法人税等	107,941	71,750
四半期純利益	182,322	136,689
親会社株主に帰属する四半期純利益	182,322	136,689

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純利益	182,322	136,689
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△8,343	95,968
為替換算調整勘定	△24,158	3,267
その他の包括利益合計	△32,501	99,235
四半期包括利益	149,820	235,924
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	149,820	235,924
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

なお、当該表示の変更以外については影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	
1. 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	138,204千円
のれんの償却額	382千円
	216,296千円
	382千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	206,302	16	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	173,600	14	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	2,095,836	1,450,087	1,049,823	4,595,747	308,458	4,904,205	—	4,904,205
(2) セグメント間の内部 売上高または振替 高	—	—	4,150	4,150	—	4,150	(4,150)	—
計	2,095,836	1,450,087	1,053,974	4,599,898	308,458	4,908,356	(4,150)	4,904,205
セグメント利益	296,629	135,070	15,580	447,280	17,703	464,983	(183,282)	281,701

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他商品であります。

2. セグメント利益の調整額183,282千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	2,186,611	1,354,139	1,026,712	4,567,463	305,017	4,872,480	—	4,872,480
(2) セグメント間の内部 売上高または振替 高	—	—	2,214	2,214	—	2,214	(2,214)	—
計	2,186,611	1,354,139	1,028,927	4,569,677	305,017	4,874,695	(2,214)	4,872,480
セグメント利益	192,359	126,960	1,816	321,137	17,156	338,293	(161,575)	176,718

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他商品であります。

2. セグメント利益の調整額161,575千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額（円）	14.14	11.02
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	182,322	136,689
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益（千円）	182,322	136,689
普通株式の期中平均株式数（千株）	12,893	12,400

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## **第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月7日

焼津水産化学工業株式会社

取締役会 御中

芙蓉監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 潤 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 信行 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている焼津水産化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 東海財務局

【提出日】 平成27年8月12日

【会社名】 焼津水産化学工業株式会社

【英訳名】 YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 和広

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 静岡県焼津市小川新町5丁目8番13号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

**1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社代表取締役社長山本和広は、当社の第57期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

**2 【特記事項】**

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

